改訂前（R6.10）	改訂後（R7.2）
# 1．港湾工事標準仕様書 第１編　共 通 編 **第１章　総　　則** **第１節　総　　則** **1-1-1-1　適　　用** 2.　受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「港湾工事監督要綱」及び「土木**工事検査**要綱」（以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治法(令和2年3月改正法律第5号)第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。 **1-1-1-2　用語の定義** 3.　**監督員**とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に**通知**した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の**監督員**を選任した場合には第1編1-1-1-7第1項の各号に規定した者を総称していう。 36.　工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。 **1-1-1-3　設計図書の照査等** 2.　受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実の有無を**報告**するとともに、事実がある場合は、**監督員**にその事実が**確認**できる資料を**提出**し、**確認**を求めなければならない。 なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は**監督員**から更に詳細な説明または**資料**の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、**設計図書**の照査範囲を超える資料の作成については、約款第20条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。	# 1．港湾工事標準仕様書 第１編　共 通 編 **第１章　総　　則** **第１節　総　　則** **1-1-1-1　適　　用** 2.　受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「港湾工事監督要綱」及び「土木**工事検査**要綱」（以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治法(令和5年5月改正法律第19号)第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。 **1-1-1-2　用語の定義** 3.　**監督員**とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に**通知**した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の**監督員**を選任した場合には第1編1-1-1-8第1項の各号に規定した者を総称していう。 36.　工期とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。 **1-1-1-3　設計図書の照査等** 2.　受注者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる**設計図書**の照査を行い、該当する事実の有無を**報告**するとともに、事実がある場合は、**監督員**にその事実が**確認**できる資料を**提出**し、**確認**を求めなければならない。 なお、**確認**できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は**監督員**から更に詳細な説明または**資料**の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、**設計図書**の照査範囲を超える資料の作成については、約款第20条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

また、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事設計図書の照査ガイドライン」による。

1-1-1-5　ワンデーレスポンス・ウイークリースタンス

1. ワンデーレスポンス

監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、１日あるいは適切な期限までに回答することをいう。

2.　ウイークリースタンス

監督員及び受注者は、「ウイークリースタンス」に努める。

ウイークリースタンスとは、原則として、以下に示す通りとする。

①　マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）

②　ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応（業務時間外の連絡を行わない等）を心がける）

③　フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）

ただし、災害、事故や苦情等の緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

1-1-1-5　施工計画書

2.　受注者は、**施工計画書**の内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-1-6　施工計画書

2.　受注者は、**施工計画書**の内容に変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。

1-1-1-6　コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、**監督員**の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受

1-1-1-7　コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための**確認**のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、**監督員**の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受

注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
　また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。
　なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の**登録申請**を省略できる。
　また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-7　監　督　員

1-1-1-8　現場技術員

1-1-1-9　工事用地等の使用

1-1-1-10　工事の着手

1-1-1-11　工事の下請負

1-1-1-12　施工体制台帳及び施工体系図

1.　受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを**監督員**に**提出**しなければならない。
　なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2.　第１項の受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを**監督員**に**提出**しなければならない。

1-1-1-13　受注者間の情報共有

注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
　また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

　なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の**登録申請**を省略できる。
　また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

1-1-1-8　監　督　員

1-1-1-9　現場技術員

1-1-1-10　工事用地等の使用

1-1-1-11　工事の着手

1-1-1-12　工事の下請負

1-1-1-13　施工体制台帳及び施工体系図

1.　受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、建設業法施行規則第14条の２に定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを**監督員**に**提出**しなければならない。
　なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2.　第１項で施工体制台帳を作成した受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを**監督員**に**提出**しなければならない。

1-1-1-14　受注者間の情報共有

1-1-1-14　受注者相互の協力

1-1-1-15　調査・試験に対する協力

1-1-1-16　工事の一時中止

1.　発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-50臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1)　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

(2)　関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合(3)　工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

(4)　設計変更に時間を要する場合

(5)　約款第17条に規定する工事用地等が確保されない場合

(6)　災害等により工事の続行が不適当及び不可能となった場合

(7)　積雪多量のため工事を続行することが不可能となった場合

(8)　工事に必要な道路が交通止となり、資材、労務等輸送が不可能となった場合

1-1-1-17　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた**協議**内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-1-18　工期の変更

1-1-1-19　支給材料及び貸与品

1-1-1-15　受注者相互の協力

1-1-1-16　調査・試験に対する協力

1-1-1-17　工事の一時中止

1.　発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して**通知**した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第１編1-1-1-51臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1)　埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

(2)　関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合(3)　工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

(4)　設計変更に時間を要する場合

(5)　約款第17条に規定する工事用地等が確保されない場合

(6)　災害等により工事の続行が不適当及び不可能となった場合

(7)　積雪多量のため工事を続行することが不可能となった場合

(8)　工事に必要な道路が交通止となり、資材、労務等輸送が不可能となった場合

4.　工事一時中止の具体的な考え方や手続きについては「工事一時中止に係るガイドライン」による。

1-1-1-18　設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、発注者が**指示**した内容及び設計変更の対象となることを認めた**協議**内容に基づき、発注者が修正することをいう。

また、その具体的な考え方や手続きについては「土木工事設計変更ガイドライン」による。

1-1-1-19　工期の変更

1-1-1-20　支給材料及び貸与品

1-1-1-20　工事現場発生品

1-1-1-21　建設副産物

4.　受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**に含め**監督員**に**提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所に掲示しなければならない。**

5.　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**に含め**監督員**に**提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所に掲示**しなければならない。

6.　受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を**監督員**に**提出**しなければならない。

7.　受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了**報告**書」の**提出**をしなければならない。

1-1-1-22　工事材料の品質

1-1-1-21　工事現場発生品

1-1-1-22　建設副産物

4.　受注者は、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**に含め**監督員**に**提出**しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5.　受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6.　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**に含め**監督員**に**提出**しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7.　受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8.　受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、第6項の再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第7項の確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

9.　受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

10.　受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を**監督員**に**提出**しなければならない。

11.　受注者は、最終請負額500万円以上の建設工事において、工事が完了した際に「再資源化等完了**報告**書」の**提出**をしなければならない。

1-1-1-23　工事材料の品質

1-1-1-23　監督員による検査(確認を含む)及び立会等

1-1-1-24　数量の算出

1-1-1-25　品質証明

1-1-1-26　工事完成検査

1.　受注者は、約款第32条の規定に基づき、履行届を**監督員**に**提出**しなければならない。

7.　受注者は、当該工事完成検査については、1-1-1-23第3項の規定を準用する。

1-1-1-27　既成部分検査等

5.　受注者は、当該既成部分検査については、1-1-1-23第3項の規定を準用する。

1-1-1-28　臨時検査

6.　受注者は、当該**臨時検査**については、1-1-1-23第3項の規定を準用する。

1-1-1-29　部分使用

1-1-1-30　施工管理

3.　受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員**の**承諾**を得て省略することができる。

9.　受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領(平成13年3月30日国港建第96号港湾局長から各地方整備局長等へ通達)」により潜水作業従事者を配置するものとする。

10.　受注者は、海上起重作業船団により作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領(平成13年3月30日国港建第96号港湾局長から地方整備局長等へ通達)」により船団長

1-1-1-24　監督員による検査(確認を含む)及び立会等

1-1-1-25　数量の算出

1-1-1-26　品質証明

1-1-1-27　工事完成検査

1.　受注者は、約款第32条の規定に基づき、履行届を**監督員**を通じて発注者に**提出**しなければならない。

7.　受注者は、当該工事完成検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。

1-1-1-28　既成部分検査等

5.　受注者は、当該既成部分検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。

1-1-1-29　臨時検査

6.　受注者は、当該**臨時検査**については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。

1-1-1-30　部分使用

1-1-1-31　施工管理

3.　受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、**監督員**の**承諾**を得て省略することができる。

なお、掲示板の記載にあたっては、「工事標識等設置要領（案）（平成 24 年 4 月）」によるものとする。

9.　受注者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領(平成29年3月23日国港技第75号港湾局長から各地方整備局長等へ通達)」により潜水作業従事者を配置するものとする。

10.　受注者は、海上起重作業船団により作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領(平成25年3月25日国港技第117号港湾局長から各地方整備局長等へ通達)」により船団

を配置するものとする。

1-1-1-31　履行報告

1-1-1-32　週休二日の対応

1-1-1-33　工事関係者に対する措置請求

1-1-1-34　工事中の安全確保

1.　受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、港湾工事安全施工指針（(社) 日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社) 日本潜水協会)、作業船団安全運航指針（(社) 日本海上起重技術協会）、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日)、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示、令和元年9月2日）、JIS A 8972(斜面･法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

1-1-1-35　爆発及び火災の防止

1-1-1-36　後片付け

1-1-1-37　事故報告書

1-1-1-38　環境対策

8. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。

長を配置するものとする。

1-1-1-32　履行報告

1-1-1-33　週休二日の対応

1-1-1-34　工事関係者に対する措置請求

1-1-1-35　工事中の安全確保

1.　受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和6年3月)、港湾工事安全施工指針（(社) 日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社) 日本潜水協会)、作業船団安全運航指針（(社) 日本海上起重技術協会）、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日)、JIS A 8972(斜面･法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

1-1-1-36　爆発及び火災の防止

1-1-1-37　後片付け

1-1-1-38　事故報告書

1-1-1-39　環境対策

8. 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって**協議**することができるものとする。

1-1-1-39　文化財の保護

1-1-1-40　交通安全管理

4.　受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、**施工計画書**に記載しなければならない。

　なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(令和4年4月1日)」に従うものとする。

5.　受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年6月改正　内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長**通知**、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準（局長**通知** 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長**通知** 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課**通知**昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14.　受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正　政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令(令和3年6月改正　政令第172号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

　ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-1-41　施設管理

1-1-1-42　諸法令の遵守

1.　受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及びその運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

(1)　地方自治法　　(令和2年3月改正　法律第5号)

1-1-1-40　文化財の保護

1-1-1-41　交通安全管理

4.　受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、**施工計画書**に記載しなければならない。

　なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(令和6年4月1日)」に従うものとする。

5.　受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、**監督員**、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正　内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長**通知**、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準（局長**通知** 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長**通知** 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課**通知**昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14.　受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正　政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを**確認**しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正　政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

　ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-1-42　施設管理

1-1-1-43　諸法令の遵守

1.　受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及びその運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

(1)　地方自治法　　(令和5年5月改正　法律第19号)

(8)　雇用保険法	(令和3年6月改正　法律第58号)
(11)　健康保険法	(令和3年6月改正　法律第66号)
(13)　建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和2年3月改正　法律第14号)
(14)　出入国管理及び難民認定法	(令和3年6月改正　法律第69号)
(16)　道路交通法	(令和2年6月改正　法律第52号)
(17)　道路運送法	(令和2年6月改正 法律第36号)
(18)　道路運送車両法	(令和3年5月改正 法律第37号)
(23)　港湾法	(令和2年6月改正 法律第49号)
(26)　下水道法	(令和3年5月改正 法律第31号)
(27)　航空法	(令和3年6月改正 法律第65号)
(41)　電気事業法	(令和2年6月改正 法律第49号)
(42)　消防法	(令和3年5月改正 法律第36号)
(44)　建築基準法	(令和3年5月改正 法律第44号)
(62)　空港法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(64)　厚生年金保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)
(66)　資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成26年6月改正 法律第69号)
(68)　職業安定法	(令和元年6月改正 法律第37号)
(69)　所得税法	(令和3年5月改正 法律第37号)
(71)　船員保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)
(73)　電波法	(令和3年3月改正 法律第19号)
(74)　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和2年6月改正 法律第42号)
(75)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和3年6月改正 法律第58号)
(76)　農薬取締法	(令和元年12月改正 法律第62号)
(77)　毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正 法律第66号)
(81)　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)
(82)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	

(8)　雇用保険法	(令和4年3月改正　法律第12号)
(11)　健康保険法	(令和5年5月改正　法律第31号)
(13)　建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正　法律第12号)
(14)　出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正　法律第97号)
(16)　道路交通法	(令和5年5月改正　法律第19号)
(17)　道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)
(18)　道路運送車両法	(令和4年3月改正 法律第4号)
(23)　港湾法	(令和4年11月改正 法律第87号)
(26)　下水道法	(令和4年5月改正 法律第44号)
(27)　航空法	(令和4年6月改正 法律第62号)
(41)　電気事業法	(令和5年6月改正 法律第44号)
(42)　消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)
(44)　建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)
(62)　空港法	(令和4年6月改正 法律第62号)
(64)　厚生年金保険法	(令和5年3月改正 法律第3号)
(66)　資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正 法律第46号)
(68)　職業安定法	(令和4年3月改正 法律第12号)
(69)　所得税法	(令和5年6月改正 法律第44号)
(71)　船員保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)
(73)　電波法	(令和4年12月改正 法律第93号)
(74)　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和4年4月改正 法律第32号)
(75)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)
(76)　農薬取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)
(77)　毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)
(81)　個人情報の保護に関する法律	(令和5年11月改正 法律第79号)
(82)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	

（令和2年6月改正 法律第42号）

1-1-1-43　官公庁等への手続等

1-1-1-44　施工時期及び施工時間の変更

1-1-1-45　工事測量

1-1-1-46　提出書類

1-1-1-47　不可抗力による損害

3.　約款第30条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-1-34及び約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-48　特許権等

1-1-1-49　保険の付保及び事故の補償

1-1-1-50　臨機の措置

1-1-1-51　公共工事等における新技術活用の促進

（令和5年6月改正 法律第58号）

（83）　景観法　（令和4年6月改正 法律第110号）

（84）　宅地造成及び特定盛土等規制法　（令和5年5月改正 法律第191号）

1-1-1-44　官公庁等への手続等

1-1-1-45　施工時期及び施工時間の変更

1-1-1-46　工事測量

1-1-1-47　提出書類

1-1-1-48　不可抗力による損害

3.　約款第30条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、1-1-1-35及び約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

1-1-1-49　特許権等

1-1-1-50　保険の付保及び事故の補償

1-1-1-51　臨機の措置

1-1-1-52　公共工事等における新技術活用の促進

1-1-1-53　石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

第２章　材　　料

第２節　土

1-2-2-1　一般事項

３．土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第３節　石　材　等

1-2-3-2　砂

４．砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1-2-3-3　砂利、砕石

３．砂利・砕石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1-2-3-4　石

５．**設計図書**の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（平成27年12月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第２章　材　　料

第２節　土

1-2-2-1　一般事項

３．土の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第３節　石　材　等

1-2-3-2　砂

４．砂の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1-2-3-3　砂利、砕石

３．砂利・砕石の代替としてスラグ類（鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等）を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

1-2-3-4　石

５．**設計図書**の定めにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」（改訂）（令和5年10月）」を参考にするものとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表を**監督員**に**提出**し、**承諾**を得なければならない。

第17節　付 属 工

1-5-17-4　車止・縁金物工

（2）施 工

① 鋼製（溶融亜鉛めっき）

イ）コンクリートの施工は、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は本仕様書第１編1-5-26-2現場鋼材溶接工、1-5-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。

ロ）新設の塗装の標準使用量は、「表５－３塗装工程（新設）」によらなければならない。

ハ）車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

ニ）受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

ホ）受注者は、雨天または風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度 85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② そ の 他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

第23節　維持補修工

1-5-23-2　維持塗装工

２．車止塗装、縁金物塗装

（1）鋼 製

① 塗替の塗装の標準使用量は、「表５－４塗装工程（塗替）」によらなければならない。

② 車止めは、**設計図書**に定めのない場合、「JIS Z 9101　安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（但

第５章　一般施工

第17節　付 属 工

1-5-17-4　車止・縁金物工

（2）施 工

① 鋼製（溶融亜鉛めっき）

イ）コンクリートの施工は、本仕様書第１編第４章無筋・鉄筋コンクリート、溶接は本仕様書第１編1-5-26-2現場鋼材溶接工、1-5-26-3現場鋼材切断工の規定によるものとする。

ロ）新設の塗装の標準使用量は、「表５－３塗装工程（新設）」によらなければならない。

ハ）車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101 安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（ただし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

ニ）受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、監督員の承諾を得なければならない。

ホ）受注者は、雨天または風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度 85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

② そ の 他

鋼製（溶融亜鉛めっき）以外の車止めの施工は、設計図書の定めによるものとする。

第23節　維持補修工

1-5-23-2　維持塗装工

２．車止塗装、縁金物塗装

（1）鋼 製

① 塗替の塗装の標準使用量は、「表５－４塗装工程（塗替）」によらなければならない。

② 車止めは、設計図書に定めのない場合、「JIS Z 9101　安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」に規定する黄と黒のしま模様でなければならない。（た

し、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

④ 受注者は、雨天または風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

（2）そ の 他

鋼製以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

第24節　構造物撤去工

1-5-24-1　　一般事項

2．受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、本仕様書第１編第１章第1節 1-1-1-20建設副産物の規定による。

第２編　港 湾 編

第５章　養　　浜

第２節　　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会　海岸保全施設の技術上の基準・同解説　（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説　（平成30年5月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　（令和2年9月）

だし、縁金物は除く。）なお、しまの幅は 20cm、傾斜は右上がり 60度でなければならない。

③ 受注者は、塗装に先立ち、塗装間隔及びシンナー希釈率について、**監督員**の**承諾**を得なければならない。

④ 受注者は、雨天または風浪により海水のしぶきが著しい場合及び空中湿度85%以上の場合、作業を中止しなければならない。

（2）そ の 他

鋼製以外の車止めの施工は、**設計図書**の定めによるものとする。

第24節　構造物撤去工

1-5-24-1　　一般事項

2．受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物については、本仕様書第１編第１章第1節 1-1-1-22建設副産物の規定による。

第２編　港 湾 編

第５章　養　　浜

第２節　　適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は**監督員**に**確認**を求めなければならない。

全国農地海岸保全協会・（公社）全国漁港漁場協会・（一社）全国海岸協会・（公社）日本港湾協会　海岸保全施設の技術上の基準・同解説　（平成30年8月）

（公社）日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説　（平成30年5月）

新潟県港湾測量・調査・設計業務標準仕様書　（令和4年9月）

5. 港湾工事出来形管理基準

４．基礎工
４－４　基礎ブロック工
1　基礎ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を報告

６．本体工（ブロック式）
６－１　本体ブロック製作工
1　本体ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を報告

８．本体工（捨石・捨ブロック式）
８－３　捨ブロック工
1　捨ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を報告

13．被覆・根固工
13－１　被覆石工
2　被覆石均し
天端面
【 許容範囲 】
±50cm

5. 港湾工事出来形管理基準

４．基礎工
４－４　基礎ブロック工
1　基礎ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を記録・整理
ただし、監督員の請求があった場合に提示

６．本体工（ブロック式）
６－１　本体ブロック製作工
1　本体ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を記録・整理
ただし、監督員の請求があった場合に提示

８．本体工（捨石・捨ブロック式）
８－３　捨ブロック工
1　捨ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を記録・整理
ただし、監督員の請求があった場合に提示

13．被覆・根固工
13－１　被覆石工
2　被覆石均し
天端面
【 許容範囲 】
±50cm
異形ブロック据付面（整積）±30cm

岸壁前面　＋０、-20㎝又は㊨による。

13－２　被覆ブロック工

1　被覆ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を報告

16. 消波工
16－２　消波ブロック工

1　消波ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を報告

様式　【年号】　　平成

6. 港湾工事写真管理基準（案）

３．一般施工
３－４　本体工（ケーソン式）
１．ケーソン製作工

３）	マット	【 撮影項目 】	摩擦増大用マット類の確認
５）	足場	【 撮影項目 】	足場
７）	型枠	【 撮影項目 】	型枠
		【 撮影箇所 】	形状寸法、外観

岸壁前面　＋０、-20㎝又は㊨による。

13－２　被覆ブロック工

1　被覆ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を記録・整理
ただし、監督員の請求があった場合に提示

16. 消波工
16－２　消波ブロック工

1　消波ブロック製作
型枠形状寸法（異形ブロック）
【 結果の整理方法 】
観察結果を記録・整理
ただし、監督員の請求があった場合に提示

様式　【年号】　　令和

6. 港湾工事写真管理基準（案）

３．一般施工
３－４　本体工（ケーソン式）
１．ケーソン製作工

３）	マット	【 撮影項目 】	摩擦増大用マット類の確認	（※１）
５）	足場	【 撮影項目 】	足場	（※１）
７）	型枠	【 撮影項目 】	型枠	（※１）
		【 撮影箇所 】	形状寸法、外観	（※２）

（※１）同一形状のケーソン毎に代表的な１サイクルの撮影で可とする
（※２）形状寸法は出来形管理基準の測定密度以上、外観は全段階・全数の撮影とする

３－８　被覆・根固工

３．被覆ブロック工

１）　被覆ブロック製作　【 撮影項目 】　型枠

コンクリート

４．根固ブロック工

１）　根固ブロック製作　【 撮影項目 】　型枠

コンクリート

－　以上　－

３－８　被覆・根固工

３．被覆ブロック工

１）　被覆ブロック製作　【 撮影項目 】　型枠　（※１）

コンクリート　（※２）

４．根固ブロック工

１）　根固ブロック製作　【 撮影項目 】　型枠　（※１）

コンクリート　（※２）

（※１）同一形状のブロック毎に代表的な１サイクルの撮影で可とする

（※２）出来形管理基準の測定密度以上の撮影とする

－　以上　－